

三重県防災ヘリコプター支援協定

平成25年3月

三重県防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に三重県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合
- 2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(支援要請方法の特例)

第5条 知事は、前条の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町等における気象状況等、防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による支援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(他県等への応援要請)

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するものとする。

(防災航空隊の活動)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年 3月 1日から適用する。

平成19年3月1日に締結した「三重県防災ヘリコプター応援協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書34通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別記

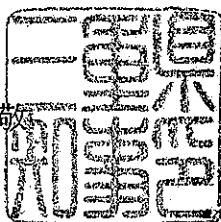
市町及び消防事務に関する一部事務組合

市名	町名	消防組合
津市	桑名郡 木曽岬町	三重紀北消防組合
四日市市	員弁郡 東員町	松阪地区広域消防組合
伊勢市	三重郡 茷野町	志摩広域消防組合
松阪市	三重郡 朝日町	紀勢地区広域消防組合
桑名市	三重郡 川越町	
鈴鹿市	多気郡 多気町	
名張市	多気郡 明和町	
尾鷲市	多気郡 大台町	
亀山市	度会郡 玉城町	
鳥羽市	度会郡 度会町	
熊野市	度会郡 大紀町	
いなべ市	度会郡 南伊勢町	
志摩市	北牟婁郡 紀北町	
伊賀市	南牟婁郡 御浜町	
	南牟婁郡 紀宝町	

平成25年 3月 1日

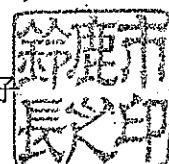
三重県

三重県知事 鈴木英敬



鈴鹿市

鈴鹿市長 末松則子



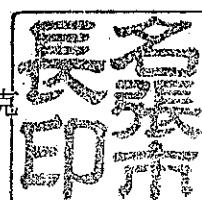
津市

津市長 前葉泰之



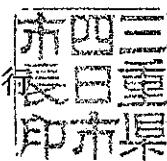
名張市

名張市長 亀井利克



四日市市

四日市市長 田中俊行



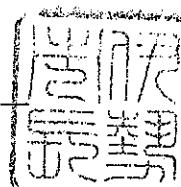
尾鷲市

尾鷲市長 岩田昭人



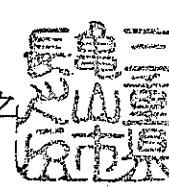
伊勢市

伊勢市長 鈴木健一



亀山市

亀山市長 櫻井義之



松阪市

松阪市長 山中光茂



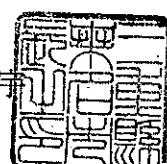
鳥羽市

鳥羽市長 木田久主



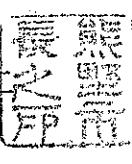
桑名市

桑名市長 伊藤徳幸



熊野市

熊野市長 河上敢一



いなべ市

いなべ市長 日 沖



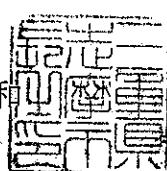
朝日町

朝日町長 田代 兼二郎



志摩市

志摩市長 大 口 秀 和



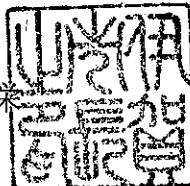
川越町

川越町長 川 村 康 治



伊賀市

伊賀市長 岡 本 実



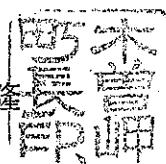
多気町

多気町長 久 保 行 男



木曽岬町

木曽岬町長 加 藤 隆



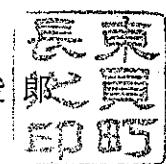
明和町

明和町長 中 井 幸 亮



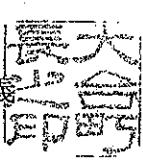
東員町

東員町長 水 谷 俊



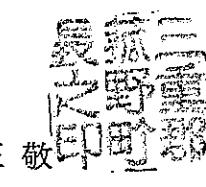
大台町

大台町長 尾 上 武 義



菰野町

菰野町長 石 原 正 敬



玉城町

玉城町長 辻 村 修



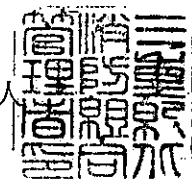
度会町

度会町長 中村順



三重紀北消防組合

管理者 岩田昭人



大紀町

大紀町長 谷口友見



松阪地区広域消防組合

管理者 山中光茂



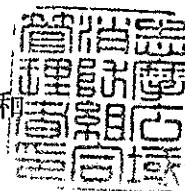
南伊勢町

南伊勢町長 小山巧



志摩広域消防組合

管理者 大口秀和



紀北町

紀北町長 尾上壽



紀勢地区広域消防組合

管理者 尾上武義



御浜町

御浜町長 古川弘典



紀宝町

紀宝町長 西田健

